

対馬市営渡海船うみさちひこ安全の取り組み実施内容

運航の判断について

船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
竹敷港	1.2m/s以上	0.5m以上	500m以下
水崎漁港	1.2m/s以上	0.5m以上	500m以下
仁位港	1.2m/s以上	0.5m以上	500m以下

船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	1.2m/s以上	波高	1m以上
----	----------	----	------

安全に係る設備

- 救命設備
 - ・救命胴衣：大人用 48 着、こども用 11 着
 - ・救命浮器：2 器
 - ・救命浮環：1 個
- 無線設備
 - ・携帯電話（NTTDOCOMO）

緊急時の通信手段

- 携帯電話（NTTDOCOMO）

船舶検査の受検状況

- 小型船舶検査機構による毎年の中間検査、5年に1回の定期検査の実施。
- 直近の船舶検査の受検年月日：令和5年6月21日

損害賠償保険に関する内容

- 船客傷害賠償責任保険に加入済
 - ・船客傷害賠償保険賠償限度額：1人あたり6,000万円
 - ・契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

安全性向上に向けた自主的な取り組み

- ・自主的な船舶点検、整備の実施
- ・各種訓練（防火・防水訓練、非常操舵訓練）の実施
- ・船内安全点検（消火設備、救命設備、操舵設備）の実施